

京都市消防局訓令乙第11号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防団員服装規程の一部を次のように改正する。

平成28年2月26日

京都市消防局長 杉 本 栄 一

別表第1の2備考以外の部分中

「

帽子	合 冬 帽	○	
	夏 帽		○

を

「

演 技 帽	○	
-------	---	--

に、

「

合 冬 服	○	
夏 服		○

を

「

合冬服（上衣）	○	
夏 服（上衣）		○
スカー ト	○	○

に改める。

別表第2の2の部分中

「

帽子	合 冬 帽
	夏 帽

を

「

演	技	帽
---	---	---

」に、

「

合	冬	服
夏		服

」を

「

合	冬	服	(	上	衣	)
夏		服	(	上	衣	)
ス	カ	ー				ト

」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成28年2月28日から施行する。

(消防局総務部庶務課)